

事務連絡
令和3年1月28日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局）御中
 { 特別区 }

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省健康局健康課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和2年度医療関係職種[※]の国家試験の実施に伴う依頼について

令和2年度医療関係職種[※]国家試験[※]につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、試験会場において37.5度以上の発熱等の症状がある受験者は、迅速抗原検査を実施し、陽性反応が出た場合は、オンラインで医師が診療を行うこととしています。

診療の結果、新型コロナウイルス感染症の疑いの診断がなされた場合は、受験を認めず、試験会場の近隣の医療機関を受診いただきたいと思いますと考えております。

なお、近隣の医療機関の受診に当たっては、試験会場スタッフから、医療機関に連絡を入れ、受診が可能かを確認するとともに、ハイヤー等を手配したうえで、受験者には医療機関に行ってくださいこととしております。

つきましては、下記につきましてご協力を賜りたくお願いいたします。

記

1. 受診が可能な医療機関の連絡先の情報提供について

国家試験につきましては、土、日曜日の実施が多く、土、日曜日に診察をしていただける医療機関を把握するため、別添試験会場の近隣で土、日曜日を含めて受診が可能な施設がございましたら、連絡先等のリストを頂戴したく、また、当該施設に対し受診の相談がある旨を周知いただきたく存じます。

（既存のリストで結構です。また、一覧をホームページに掲載されておられましたらそのURLをご教示願います。）

2. 感染が疑われる受験者の対応について

試験会場については、受験者数に応じて会場数が異なるため、他県を跨いで遠方から来る受験者がおります。

入院の必要がなければ、公共交通機関を使わずに帰宅をしていただくことになるかと考えますが、帰宅することが困難な距離の受験者がいた場合は、試験会場の所在地を所管する保健所に連絡をさせていただき、対応を相談させていただく可能性がありますので、あらかじめ所管の保健所あて周知いただくと共に、ご協力をお願いいたします。

※ 医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、臨床工学技士国家試験、義肢装具士国家試験、歯科衛生士国家試験、歯科技工士国家試験、救急救命士国家試験、あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験、きゅう師国家試験、柔道整復師国家試験、言語聴覚士国家試験、薬剤師国家試験、管理栄養士国家試験

以上

【照会先】

厚生労働省医政局医事課試験免許室国家試験係
03-5253-1111
(内線2573、2574、2575)

【登録先】

kokusil@mhlw.go.jp